

改正

平成26年10月1日（教）告示第7号

令和4年1月31日（教）告示第1号

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 我孫子市立小中学校における小中一貫教育を推進するため、我孫子市小中一貫教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- （1）小中一貫教育の基本方針及び計画に関すること。
- （2）小中一貫教育の内容及び課題の整理に関すること。
- （3）その他小中一貫教育の推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）市内幼稚園・保育園の関係者
- （3）市内小中学校の保護者
- （4）学校の運営に資する活動を行う者
- （5）我孫子市小中学校校長会に属する者
- （6）我孫子市小中学校教頭会に属する者
- （7）我孫子市小中学校教務主任会に属する者
- （8）子ども支援課に属する職員

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日 (教) 告示第7号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年1月31日 (教) 告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日において、我孫子市小中一貫教育推進委員会の委員である者については、同日をもって解嘱され、又は解任されたものとみなす。